

新たな外国人材の受入れについて

【担当省庁】法務省、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、警察庁

新たに受け入れる外国人材や留学生が安心して仕事を探し、働き、暮らしていくために、国において地域への速やかな情報共有と、地域の関係機関による相互連携、課題対応を行う分野横断的な地域ごとの協議体制を構築するとともに、**研究者、留学生等高度な外国人材の受入を積極的に進め、以下を始めとする受入環境整備について国が責任をもって取り組んでいただきたい。**

- ・高度人材の卵である留学生や外国人材の就労支援を行う専門人員（多言語化通訳、ビザ申請等へのサポート）の配置や支援拠点の設置など更なる体制の整備・強化
- ・高度外国人材の国内就職促進に向けて、関係省庁の連携の下、JETROによるポータルサイトを設置されたが、地域の産業構造を踏まえ、中小企業への就職につながるよう取組の強化
- ・受入企業等が、特定技能外国人に対し実施する日本語訓練等に係る財政支援
- ・特定技能外国人における5年間の地域毎の受入見込み数を明らかにするとともに、地域における技能測定及び日本語能力試験の早期実施、開催場所・頻度等の確保
- ・国籍に関わらず、日本で暮らす全ての子どもが生活していく上で必要な教育が保障されるよう、「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」改善の加速化を図るなど教育支援の体制の充実

また、**一定要件を満たす旅館・料亭等について風営法の規制対象外にする**とともに、**特定技能外国人の受入が可能となるよう制度を拡充**していただきたい。

【現状・課題等】

- 留学生や研究者など高度人材の受入に当たっては、企業への就職支援のみならず生活支援、子弟の教育など幅広い受入環境整備が必要
- なお、京の留学生支援センターにおいては、多言語対応が十分でなく、年間の相談人数は約700人（府内留学生約1万2千人）程度に留まっている。また、留学生のビザ申請書類に係るサポートが不十分であるため、専門人員の配置等が必要

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 人材確保・労働政策課(075-414-5085)
	観光事業推進課(075-414-4837)
	教育委員会 学校教育課(075-414-5836)
	高校教育課(075-414-5846)

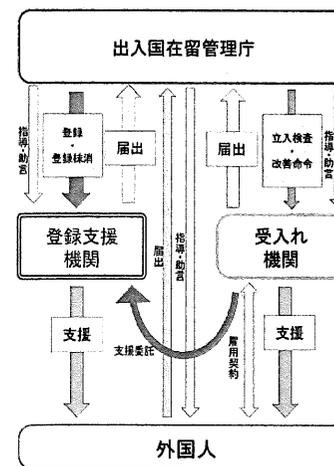
【国の事業等】

■「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

（第3回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（H 30.12.25）了承）

- 全国各地における一元的窓口の設置支援
- 多言語音声翻訳システムの利用促進
- 地域の持続的発展につながる取組の支援
- 生活サービス環境の改善等
- 日本語教育機関の質の向上・適切な管理
- 日本語教育、外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

■「特定技能制度」



概要：

生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れるもの

※受入れ機関の義務

- ①外国人と結んだ雇用契約を確実に履行
- ②外国人への支援を適切に実施
- ③出入国在留管理庁への各種届出

登録支援機関の義務

- ④機関自体が適切（例：5年以内に出入国、労働法令違反がない）
- ⑤外国人を支援する体制あり

【京都府の取組】

■多文化共生推進事業費（15百万円）

- 外国人受入環境の整備を図り、府域における多文化共生を推進
 - ・「京都府多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」を設置し、多言語による相談体制を構築
 - ・府内における日本語教育の総合的な体制づくり

■日本語指導が必要な児童生徒の受入及び指導教員加配等の状況（平成30年度）

- ・受入児童生徒数：157人（外国籍109人、日本国籍48人）
- ・日本語指導教員加配数：9人（小学校7人、中学校2人）